長崎地方最低賃金審議会第２回専門部会議事録

（令和８年８月４日　午後１時５１分～午後３時５５分）　　部会２

１．開会 林部会長	出席予定の委員の皆さまが全員お揃いになりましたので、ただ今より、「長崎地方最低賃金審議会　第２回専門部会」を開催いたします。 委員の出欠状況について事務局から報告してください。
江上補佐	本日は、専門部会委員９名の内、９名の委員のご出席がございますので、審議会令第６条第６項の規定に基づく、専門部会開催に必要な定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを報告いたします。
２．部会長挨拶 林部会長	ありがとうございます。 本日も暑い中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。 皆様方のご協力をいただき、円滑な審議に務めて参りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。 それでは、議事に入る前に、事務局より資料や事務連絡等ございましたら説明をお願いします。
木場室長	全国の各地方最低賃金審議会において、金額審議が進められておりますが、本日まで答申を得られたとの情報は入っておりません。 また、本日、資料としまして「昨年の最低賃金に関する新聞記事」、「令和８年度業務改善助成金のリーフレット」と「令和７年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」、「長崎働き方改革推進支援センターのリーフレット」をお配りしています。 そのうち「令和７年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」についてですが、その内容につきましては、第１回審議会本審の中で説明しておりますが、目安答申における公益委員見解の中でも記載されておりましたので、補足として説明いたします。 内容の説明は省かせていただきますが、項目だけの説明となりますけれども、１ページの２は「近隣県等との過度な競争意識や最下位回避の意識による地域の実態と乖離した引上げについての考え方」となっています。 ２ページの（２）はその対応方針となっています。 また、３ページの３は「発効日についての考え方」となっています。 ８ページの（４）はその対応方針となっています。 それを踏まえまして「令和８年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の中で別紙１の公益委員見解の「カ　地方最低賃金審議会へ

	の期待」という項目があります。その中で、目安額を上回る最低賃金と発効日について触れられております。「令和７年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」についての、２（２）及び３（４）の「対応方針」を踏まえた審議を行うことを要望すると記載されていますので、その旨ご理解をいただきたいと思います。 続きまして松野より説明いたします。
松野部長	本日は暑い中、またご多忙の中、最低賃金審議会専門部会にご参集いただき、深く感謝申し上げます。 前回の第１回専門部会でご質問がありました業務改善助成金の変更点をはじめ、今年度の地域別最低賃金の発効日につきまして事務局からご説明申しあげます。 まず、業務改善助成金ですが、本日添付資料につけておりますものを見ていただければと思いますが、令和７年度と大きく変更している点でございますが、まず１点目が、申請期間が令和８年９月１日から「申請事業場の都道府県に適用される地域別最低賃金発効日の前日」または「同年 11 月 30 日」のいずれか早い日までとなっています。 ２点目が賃金引上げ期間も、令和８年９月１日から申請事業所に適用される地域別最低賃金発効日の前日までとなっています。 大きな３点目、事業完了期限は交付決定年度の翌年１月 31 日までとされているところでございます。 なお、業務改善助成金をはじめ、中小企業支援策については、長崎働き方改革推進支援センターをご活用いただきたいと思います。同センターは昨年度より全国社会保険労務士連合会に委託いたしまして、今年度からは特に長崎においては、よろず支援拠点とも連携して支援の取り組みを実施しております。 次に資料のほうで新聞の切り抜きがあったかと思います。 「発効日の遅れと最低賃金の手取りへの影響」について、これは北海道大学経済学部教授の記事が掲載されたものであります。発効日が遅れれば遅れるほど、労働者にとって不利になるというものであります。 さらに、第１回本審の資料にもつけておりました「令和７年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（令和８年６月 23 日付）であります。 この取りまとめの中で発効日についての言及がなされています。報告書７ページにございますように、全員協議会では様々な議論が行われており、その中で発効日は法的強制力を伴う、地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、発効の時点を規定する最低賃金法第 14 条第２項に「公示の日から起算して 30 日を経過した日（公示の日から起算して

	30 日を経過した以後の日であって当該決定において別に定める日がある時は、その日）とされているものであります。 　こうした中で、望ましい発効日の時期や地方最低賃金審議会での審議における考慮要素等に関しまして、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるという地域別最低賃金の改定の趣旨を踏まえると、引上げ額と引き換えに発効日が後ろ倒しされるのは本末転倒であり、早期発効が重要であるという意見があった。また、法定発効が基本であり、指定日発効は特別な理由がある場合に限り公労使で十分に議論した上で決定することを明確すべきという意見があった。 　同８ページの対応方針では、指定日発効とする場合は、各地方最低賃金審議会の公労使委員間で十分に議論して決定すること。特に企業の支払いのための準備期間を主な理由として指定日発効とする場合、企業が賃金原資の確保や給与規定の見直し等に要する具体的な期間について、公労使委員間で十分に議論を行うこと。また、指定日発効とする場合には、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で、出来る限り明らかに示した上で決定すべきこと。指定日発効とした地方最低賃金審議会においては、その影響等を把握した上で、翌年度の審議を行うべきであること。とされております。 　なお、この資料の終わりの方の資料番号４では、６県の聞き取りの調査結果が記載されております。秋田県、群馬県、福島県、徳島県、熊本県、大分県の１月以降発効日の県を対象に、都道府県労働局による中小・小規模事業所への聞き取りを行ったものです。いくつかの聞き取りの中で、福島県の運輸業の話として、「引上げ幅が大きかったので発効日まで余裕ができたのは利点だが､10 月の発効の県に所在する事業所は 10 月に賃上げを行ったため二度の対応が煩雑だった｡」また、徳島県のサービス事業で「他県から大幅に遅れるのは問題。地域内の事業者が足並みをそろえて賃上げした方がいい。」という意見がありました。 　その他にも、どういった意見があったかというと、それぞれの資料４で県ごとに聞き取りをやって記載していますのでご参考にしていただければと思います。これを見ますと事業所側にも 1 月以降に発効日がずれ込んだことについて戸惑いがあったことをうかがわせる内容となっております。 　これらを踏まえると、中央の意向といたしましては、法定発効が基本であるとの姿勢は崩してないという状況であります。 　以上でありますが、事務局といたしましては、この報告書を尊重した上で、審議会委員の皆さま方が慎重にご審議くださることを祈念しております。よろしくお願いいたします。

林部会長	はい、ありがとうございました。 ただ今の説明に関しまして、何かご質問またはご意見等ございましたら。
峯下委員	よろしいでしょうか。 部長からご説明がありました「令和８年度業務改善助成金のご案内」ですけれども、私も勉強してきました。 例えば今回、発効日が１月１日、もしくは１月２日になったとします。 その場合、申請期間は、発効日の前日１月２日となった場合は、１月１日、または 11 月 30 日のいずれか早い日までに申請ですので、早い方は 11 月 30 日になります。 仮に、10 月 1 日となった場合は 9 月 30 日となります。 仮に発効日が 1 月 2 日となった場合、手続きは 11 月 30 日までになります。 ただし、賃金引上げ期間ですけれども、これは 1 月２日からでも構いませんということになります。 どちらか早い方。 発効日が１月２日になった場合は、１月１日から賃金引上げをしている案件を、その内容について申請を 11 月 30 日までにしてくださいということなので、発効日が 1 月になっても助成金の申請をしたいっていう事業者は 11 月 30 日までに手続きをとればいいということになります。 具体的には、審議が終わって異議審も通って、交付日が 9 月になったとします、そしたら決まった段階から 11 月 30 日までの間に十分に手続き、準備ができますので、1 月の発効日であっても申請がきちんとできます。
林部会長	確認ということでよろしいですか。 その他、先ほど事務局からの説明に関して、ご質問またはご意見がございませんか。
３．議題 （１）長崎県最低賃金の改正について	
林部会長	それでは、審議に入りたいと思います。 前回は労働者側委員、使用者側委員双方から基本的な考え方をお聞かせいただきました。

	金額提示については、双方からともにございませんでした。 本日はご提示いただけるということ、労使双方それぞれのお立場からご検討されたこともあろうかと思います。 改めまして、全体協議の場で金額提示を含めまして、双方からのご意見をお聞きして、その後個別協議に入りたいと考えています。 よろしいでしょうか。 それでは、労働者側委員からお伺いしたいと思います。
津﨑委員	私の方から説明させていただきますが、本日は第２回ということで先般の第１回目の議論を踏まえまして、労側の主張をしていきたいと思います。 本日は主張を補完する観点から資料を提出させていただきましたので、カラー刷りの資料を見ていただきながら確認いただければと思います。これまで中央等から示された資料と重複する点もあろうかと思いますが、ご容赦いただきたいと思います。 まずは賃金の観点でございます。 ４ページから５ページをご覧いただければと思います。 第１回でもお話しましたが、連合の第７回集計結果におきましては、全体で 5.01%、中小でも 4.65%となっており、全体では３年連続で５%を超える賃上げ結果となり、中小企業でも４%を超える状況となっています。 さらに、有期・短時間契約者等労働者の賃上げ額の加重平均の引上げ率の概算は 6.18%、額で 75.01 円となっており６%を超える水準となっている状況でございます。 また、記載はしておりませんが、経団連による春季労使交渉決定賃金引上げ結果では、大手企業では 5.46%、中小企業でも 4.20%という高水準を推移しているという状況で、これらを総合して、賃金改定状況調査結果第４表①②のＣランクでは 3.4%、さらに継続労働者限定第４表③Ｃランクでは 4.0%となっており、いずれも昨年の結果を超える状況となっております。 また、５ページは連合長崎の結果を改めて添付をしておりますが、集約結果においては全体で 5.14%、３年連続でこちらも５%を超える賃上げ結果となり、地場でも 5.33%となっており、引き続き高い水準を推移している結果でございます。今春闘は長く続く物価高、人手不足の中で、賃金引上げが求められ、社会的要請であると認識しております。 労働組合があったところは要求しましたし、多くの経営者がそれに応えた結果が、この集約結果だと考えております。 ただし、労働組合がある企業、大手企業のみが賃上げすればよいとい

	う状況ではなく、社会全体で引上げが必要であり、その結果第４表の数値も上がったものと考えております。企業、労働者の賃金を引上げるためにも、最低賃金の改定が重要であるという認識でございます。 次に賃金水準の観点でお話したいと思います。 現状の認識として資料６ページから賃金水準について各種資料を添付させていただいております。 ８ページからご覧いただければと思います。 こちらは、中央の審議会でも同様のものが都道府県別で示されていたと思いますが、最新のデータに更新するとともに全国、九州他県比較したものを連合長崎の方で加えたものとなります。 資料９ページは、長崎県の最低賃金、募集賃金との比較となっておりますが、総じて募集賃金は、最低賃金より 100 円以上上回っている状況でございます。 使用者側の皆さまにも認識されていると思いますが、すでに最低賃金では人は集められなくなっているのではないでしょうか。 それは長崎県が抱える人口流出に拍車をかけるものであり、大幅な賃金引上げがなければ 100 円、150 円幅の格差ではなくなると思います。 次に資料 10 ページにおきましては、同様にハローワーク・民間の募集賃金を全国・九州・沖縄で比較したもので、数字が小さくなって申し訳ありませんがご覧いただければと思います。 当然、九州において福岡県は高い状況でございますが、次に長崎県が続く状況でございます。 中小・零細企業の厳しい経営状況を余儀なくされていることは現状承知しております。しかしながら、現実として募集賃金は 1,100 円を超えており、この水準で募集できない企業は、正常な経営とは言えなくなるのではないかと考えています。そういう企業への支援は、国も 1,500 円を目指すということを掲げている観点から当然必要ですし、私たちも今まで以上に強く働きかけを行っていこうと考えております。この点は、労使共通の認識ができればと思っておりますし、是非とも 1,500 円を目指すことを共有できたらと思います。 次に生計費の観点でご説明したいと思います。 資料は 12 ページからご覧いただければと思います。 関連する指標である消費者物価指数の上昇については、先般の公益見解でもあるように、前年同月比と比較して、鈍化傾向ではあるものの、消費者物価指数は依然として高く推移していると考えます。 12・13 ページは全国の資料ではございますが、次の 14・15 ページに長崎の状況を記載しております。 長崎県においても依然として高く推移しており、今後予定されており

	ます食料品の値上げ等によって、最低賃金近傍で働く労働者の生活はさらに苦しくなることが推測されるものであります。生計費にもう 1 点触れておきたいと思いますが、これまで我々はリビングウェイジを連合が考える生計費として位置付けてきたことをお話してきました。 その資料を 16 ページから付けております。 これは労働者が最低限の生活を営むために必要な賃金水準を連合が独自に算出したものでございます。さいたま市の調査を元にマーケット・バスケット方式で算出したものであり、大学教授の監修を受けながら公表しているものであります。 資料 16 ページが最新の 2025 リビングウェイジになります。 第 1 回の専門部会で主張しました、目指すべき水準 1,150 円が長崎県における生計費と我々は考えております。 資料 17 ページに示しておりますのは､2025 リビングウェイジと地域別最低賃金との差について示しておりますが、我々としてはその差額が不足する分と認識しております。 なお､資料の 18 ページから 20 ページにおきましては 2013 年以降の長崎県最低賃金と連合のリビングウェイジの推移、及び連合長崎の春季生活闘争におけます賃上げ結果の推移をグラフ化したものでございます。 なお、18 ページの上段、地域別最賃の欄がありますが、1,150 円と記載していますが､目指すべき水準として 2025 リビングウェイジの数値を記載させていただいていることをご容赦いただければと思います。 次に通常の支払い能力についてです。 資料は 21 ページからです。 資料はありませんが、第 1 回の専門部会でもお話したとおり、日銀長崎支店の金融経済概況が示しているとおり､「長崎県の景気は緩やかに回復している」最終事業面を見ると､「個人消費は一部に物価上昇の影響がみられるものの、緩やかに回復している」､「観光は増加している」､「住宅投資は弱めの動きになっている」､「公共投資は回復している」､「設備投資は製造業を中心に生産は増加している」ということで、企業の業況感は高い水準で維持していると分析されております。 一方で、先行きにつきましては、第 1 回の専門部会で使用者側委員の皆さんから指摘のとおり、人材不足、賃金、価格設定構造、金利上昇に加え中東情勢が及ぼす影響を注視していく必要があると分析されておりますが、直近の業況判断は引き続き高水準を維持しており、先行きについてはご指摘のとおり中東情勢の不確定の観点から下がっておりますが、依然として 10 ポイントを維持している状況だと考えております。 資料に戻りますが、21 ページから、企業倒産状況と最低賃金引上げ率の推移を示しております。

	22 ページが全国、23 ページが長崎県というふうに添付をしておりますが、必ずしも最低賃金引上げが倒産件数の増加に著しく影響を与えているものではないと考えております。長崎県においても今年度の倒産は全国的にも低位でありますし、むしろ販売促進や事業継承が進まないことによる廃業も多いのではないかと考えております。 24 ページには倒産率の調査 2025 年全国版を添付させていただいております。 また、第１回専門部会で近年の自主廃業が増加している旨の主張があったかと認識しております。足下の物価高、人件費などのコスト上昇をうけ、悪化した企業の割合が高まっておりますが、一方で休廃業会社の経営者の高齢化が加速して体力面から後継者への事業継承が困難になり、休廃業、解散を余儀なくされた可能性があるという評価がされています。倒産状況と同様に人手不足や事業継承が進まないことによる休廃業、解散が多いのではないかと考えております。 資料につきましては、29 ページから 31 ページまでの「現状を認識して休廃業解散件数の推移および代表者年齢別の休廃業解散の動向」全国と九州版を付けております。人手不足の解消、事業継承に向けた公的支援に加え、魅力ある賃金水準を目指していく必要が長崎県には必要であると考えています。 以上総じて、我々としては通常の支払い能力には問題ないと考えているところでございます。 最後に地方における自主性の観点から長崎県の課題にも触れておきたいと思いますが、32 ページからご覧いただければと思います。 他県をみれば長崎県は魅力を感じるところもありますが、進学・就職の際に県外へ人口流出し、人口が減少しているのが現実でございます。近年の春闘では人材確保維持の観点から賃金引上げに踏み切った企業も少なくありません。 資料の 33 ページには転入超過数の人口に対する割合と地域別最低賃金の相関関係を示しておりますが、地域別最低賃金が高い地域ほど転入超過数が多いことが読み取れる。また、人口移動は必ずしも最低賃金のみが理由とは限らないと考えておりますが、賃金水準の高いところは地域の魅力の一つになりえると考えております。 長崎市を中心に新幹線、出島メッセの開業、駅前の再開発、スタジアムの開業など 100 年に１度の変革期を迎えている長崎県において、今こそ最低賃金が低いという負のイメージを払しょくするため、大幅な引上げで県民へのメッセージを示してきたと我々としては考えております。 その上で、最後に労働者側として金額提示をさせていただきたいと思います。

	第１回専門部会で申し上げましたとおり、目指すべき指針につきましては、生計費であるリビングウェイジ長崎県の 1,150 円を早期に達成する考えに変わりはありません。しかしながら、今回示された目安、審議の過程、県内の状況を参酌した上で、目指すべき水準から長崎市の消費者物価指数、対前年比上昇率の鈍化を勘案して 91 円を提示させていただきます。 この金額の根拠は、連合長崎 2026 春季生活闘争平均賃金額に基づく、最低賃金と同額であり、我々連合は労使交渉を踏まえて出した結果を、最低賃金にも波及させたい考えでございます。
林部会長	はい、ありがとうございました。 それでは他の労働者側委員から、補足等のご意見はございませんか。
労働者側委員	＜補足意見等なし＞
林部会長	それでは、使用者側委員からご意見を頂戴したいと思います。
峯下委員	発効日、それと提示額というのは、どうしても２つ論点に上がりますが、やはりここは整理しておかないと昨年と同じようにすごく混乱するのではないかと思っております。 まず、発効日について使用者側の見解を述べさせていただきます。 先ほども少し触れましたが、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告では、労働者側は指定日発効とする場合は、その必要性や影響について広く理解を得られるかなどの観点から、公労使で十分に議論した上で決定すべき、またその判断理由を中央最低賃金審議会の公益委員見解等に明記し、説明責任を果たすべきであると謳われています。 裏を返すと、中賃の労働者側も発効日については公労使で十分に議論し決定してくださいと述べています。 中賃の使用者側ですけれど、発効日について、近年の最低賃金の引き上げ幅が大きくなっていることから、事業者の準備期間を十分に確保する観点で、発効日を年初にするべきという意見が多く寄せられています。そのような中で、昨年度は各地方審議の結果として、複数の地域で指定日発効とされたことは、企業にとって賃金原資の確保や給与規定の見直し、就業調整への対応等の観点から一定の意義があったと考えられる。 発効日を引上げ額との間で過度に交渉材料とすることなく、過度に交渉材料とすることなく、労働者の生活や企業経営に与える影響、各地域における様々な地域の事情を考慮しながら当該地域の公労使委員間で十

	分に議論することが重要です。 従って、中賃の労使ともに発効日について十分に議論し、決定すべきと謳っております。 ですので、地方の審議会においても、これを踏襲すべきと考えます。 このことを踏まえて長崎の使用者側の意見としては、昨今の大幅な引上げによって企業側は対応に非常に苦慮しております。 近年は毎年引上げ幅が大きくなっていることから、それに合わせたかのように準備期間も当然ながら長く必要になってきています。最低賃金近傍の従業員にも、最低賃金適用者だけではなく、近傍の従業員にも影響が出てきます。就業規則の改定や、事業者によっては、資金の準備期間を十分に確保する必要があります。 また年末の大きな懸念として、年収の壁対策による就労調整は大きな問題です。企業側としては働いてほしいのに、働かせられない、働いてもらえない、労働者側から見ても働きたいのに働けない、壁を意識した年末のドタバタに巻き込まれるといった問題が出ております。 これらを回避するためには、１月発効というのが当然有効となってきます。 年初から新時給でスタートするので、年間収入計画が立てやすくなっている、壁を意識した年末のドタバタがなくなる。そういったドタバタに関わる労働者のストレスもなくなります。 是非、公益と労側委員にご理解いただいて、指定発行日を１月２日以降にしていただきたい。 助成金のところで、指定発効日を１月２日とする場合は、助成金の申請が１月１日で締められるからです。 ということで、１月２日と言わせていただきますけれども、是非先ほど申し上げた年収の壁とか企業側の苦慮しているところ、就業規則と資金準備とか踏まえた上で、１月２日とさせていただきたい。 昨年は 12 月１日となっておりますので、私たち使用者側は今回の審議は 12 月１日を起点として考えております。 次に、目安額に対する不信感を説明させていただきます。 ご存じのとおりＣランクの目安額は 56 円となっていますが、強い不満があり、その理由を述べます。 ７月 28 日の中賃目安に関する小委員会報告の４ページに公益見解がありますけど、それを要約すると、「最賃法第９条第２項の３要素のデータを踏まえつつ、政府の日本成長戦略及び経済財政運営と改革の基本方針 2026 に配意した」と明記してあります。本来最低賃金審議会は政府から独立していますので、配意することは審議会の独立性を損なうものなので、そういうことがあってはいけないと理解しております。

	従って、政府の意向「骨太の方針」に配意していますから、冒頭では最賃法第９条第２項の３要素のデータをもとに、踏まえつつと言いながら、配意しているんです。データ以上に高い目安額を出しているとはっきり言っています。ですので、使用者側としては目安については強い不満がございます。 次に、支払い能力についてお話しします。 今年の春の賃上げは人手不足感が加速する中で、人材確保定着のため防衛的賃上げ等の経営判断に踏み切らざるを得なかった企業が多数ございます。 特に、中小・小規模、春の賃上げの集計は、小規模のところがどこまでいっているかわかりませんけれども、例えば日商のデータは 20 人以下の企業の賃上げ率は 3.38％とあります。 防衛的賃上げに関わってやっていますが、中小企業については経営が儲かったので社員に分配しましょうというところよりも、苦慮して賃上げするしかなかったところが多々あるということを、改めて思い出していただきたいと思います。 春の賃上げと違って、最低賃金は業績に関わりなく法的に強制力がありますので、特に中小・小規模については、賃金の支払い能力を十分に踏まえた慎重な判断をしないと、法的な強制力のところで経営的に苦しくなる企業が多く出てくるということを忘れてはいけないと改めて申しておきます。 以上のことを踏まえて、提示額を出しますけれども、最低賃金法では３要素、生計費、賃金、通常の支払い能力を踏襲することになっていますが、その根拠となるのは第４表です。 第４表が全てなので、目安のＣランク 56 円アップというのは、5.4％アップで、第４表からすごくかけ離れているところで数字が出ているので、そこはすごく納得できませんが、使用者側としては第４表に記載のとおり 3.4％アップの 35 円を提示額とさせていただきます。 近年の最賃アップが長らくこの第４表を無視して決まっていますので、使用者側としては不本意ではありますけど、第４表に基づいて 35 円と示させていただきます。 最後に中央の審議で支払い能力について色々な意見が出ていますが、結果的に第４表に代わるものを中賃でも示しきれておりません。 第４表が全てであると言い切って問題ないと思います。
林部会長	はい、ありがとうございました。 他の使用者側委員の方から、補足等のご意見がございましたら。 よろしいでしょうか。

岩根委員	峯下委員から、第４表の重要性を述べさせていただいていますけれど、第４表の数字というのは、各企業の中で経営者と労働側が当然協議をし、交渉して出てきた結果。つまり、連合が集めているデータにある 5. 何パーセント。これも同じように色んな経済状況、その企業ごとの置かれた状況、色んなコストの上昇とか、そういったものを踏まえて交渉した結果が、その数字だと思います。基本的に連合の対象企業は経団連と一緒で大きな企業が多いと思います。その大きな企業でさえ、５％ちょっとの交渉状況にあり、これはすべて様々な要素を踏まえた結果ということになります。ということは、その数字と同様の中小企業の数字、特に小企業もそうです。 我々も様々な状況を従業員に説明し、従業員からも物価が上がっているからこうしてほしいと内部の経済、色んな指標、キャッシュフローであるとかＰＬ表、こういうものを使いながら従業員に説明した上で賃上げを決めています。ステップとしては全く同じであります。違いがあるとすれば、個々の従業員と交渉するということと、組合代表を経てやるかという違いがあります。ただ一般論として、中小企業の方が経営基盤は弱いのは、誰もが認めるところだと思いますので、労側委員がおっしゃる色んな数字、希望的数字、組織として抱える目標、十分わかります。 もう十年くらい前から聞かされています。 ただ、今一度目の前の本来見るべき数字に目を向けて議論をお願いしたいと思います。 少なくとも 10 年前私が初めて経験した審議会では、公労使すべて共通の見方で数字を見ています。 第４表に収束して、それから１円どうしよう、そういう議論を夜中までやっていました。あるべき姿はそうだと思います。 それから最後に、この最低賃金法、非常に使用者に厳しい法律です。守らなかったら犯罪者、罰則を与える、そういう類のものです。 こうなってほしいという要望はわかりますが、現実的にそれによって罰せられる使用者、企業、それに伴って、そこで働く従業員にも色んな影響が出てきます。そういうところを意識してください。我々は同じ土俵、同じ指標、同じ目線で議論をすべきです。 労側の主張も我々十分理解するところです。ただし現実がむずかしいところ、目の前の数字を是非見てください。もう、十年来のお願いです。 よろしくお願いします。
吉野委員	私からは意見というよりも、全国の経済団体の要望の動きを報告させていただきたいと思います。

	４月に日本商工会議所、東京商工会議所、全国の商工会連合会、全国の中小企業団体中央会の４団体で国の方に最低賃金に関する要望をさせていただいております。 項目といたしましては、中小企業小規模事業者の経営実態を踏まえた見直しをしていただきたいというのが１点。法定３要素に基づく議論を徹底し、過度な地域間競争を抑制していただきたいというのが２点目、３点目が企業の準備期間等を含めた合理的な発効日の設定をお願いしたいということ。 中小企業・小規模事業者が自発的な賃上げができる環境整備の推進など５項目を要望させていただいておりまして、先ほどからお話も出ていますけれど、企業の支払い能力を十分に踏まえた水準で見直していただきたい、あくまでも最低賃金は労働者の生活を保障するセーフティーネットとして企業に強制力をもって適用されるものですから、政策的な賃上げの手段として用いるのは決して許されないのではないかと考えております。 また、法定３要素に基づく議論の徹底というところで、前回は各地で中央が目安を示したところに大幅な上乗せが相次ぎましたけれども、ここが地域の実態とかなり乖離した引上げが行われていたと認めております。こういった中で、改めて法定３要素に基づく審議の原則をお願いしたいと思います。 また、先ほどから出ております発効日のことですが、発効日が１月以降になった地域では、他の地域と比較して給与の改定や賃上げの原資の確保の準備期間が確保できたという意見を多くいただいております。 これほど大きな金額が上がるとなると、やはり原資の確保がかなり大変になってきますので、企業の十分な準備の確保、年収の壁を意識した就業調整の抑制を行う観点から発効日については少なくとも１月以降ということで地域の実情を十分に踏まえて、適切な発効日を議論して設定していくべきだと要望させていただいております。 長崎の中央会のほうで、毎月各業界の経営状況の報告をいただいていますけど、その中で賃金の支払い能力に関わってくると思いますけど企業の物価指数がかなり厳しい状況になっているところがあります。 中東情勢が落ち着くかと見られましたが、まだ不安定な状況の中で商品の関連資材の値上げが続いている。石油関連商品の価格の高止まりや、ガスや重油の上昇があって、価格転嫁が追い付かない。円安の影響で輸入品の仕入れ価格が上昇し、収益に大きな影響がある。 また、価格転嫁を進めているけれども、中東情勢の影響で頻繁な価格転嫁ができず、どこまで価格転嫁ができるかというのが問題だ。ということが意見として出ていることを参考までに報告します。

林部会長	はい、ありがとうございました。 それでは簡単に整理します。 まずは、具体的な金額提示ありがとうございました。 労働者側からは 91 円、これに対して使用者側委員からは 35 円だったと思います。 それぞれ主張根拠としましては、前回の専門部会を踏まえた内容だったと思いますが、労働者側委員からは資料を添付していただきましたが、賃上げの結果に基づいて 1,150 円を目標にしたいとおっしゃっていたと思います。また、支払い能力に関しては問題ないのではないかという解釈をされました。それに加えまして、地域の魅力、最低賃金との相関関係に注目されたとおっしゃっていたと思います。 それに対して使用者側委員からは、発効日に関してかなり強めのご指摘がありまして、１月２日を希望する。これには前提がありまして、公労使で十分な議論を行うのだということが添えられていたと思います。 壁についてですけど、被扶養者資格のことをおっしゃっていたのだと思いますけど、これは年末、暦レベルの考え方もあると思いますけど、もう一つは、ある月の瞬間風速の 12 倍っていうのもある。 これについては、事業所によってやり方が異なると思いますので、年末ベースでやるっていうやり方もありますので、そのご主張については十分理解しているつもりです。 もう一つは、政府方針への配意は３つの法定要件とは異なっているのじゃないかと、目安が第４表から離れている理由というか、原因になっていると、私もそのとおりだと思います。 もう一点は、賃上げについては、守りというか人手不足への対応の結果なので、そこは考える必要があるということだったと思います。 一通り、全体協議の場で具体的な数字をいただきました。 さらに今この場で、追加のご意見とかございましたら発言してください。
種村委員	指定日発効について、１月２日ということをおっしゃって、それを置いといても、その上でそちらの主張の金額は、１月２日発効の 35 円の主張ということですか。 先にそれを言われたので、後に言われた 35 円はどうなるのかは聞いておきたいと思います。
峯下委員	12 月１日です。

岩根委員	要は、1年で改定するという考え方。
種村委員	わかりました。
峯下委員	起点は12月１日ですけど、発効日は１月２日とさせてくださいということです。
種村委員	わかりました。
林部会長	よろしいですか。
津﨑委員	発効日に関して、この場で我々改めて主張だけさせていただきたいと思いますが、我々労働者側としては、使用者側のご意見を十分理解しつつも、我々としては春季生活闘争の賃上げの結果を未組織労働者にも速やかに波及させるという、地域別最低賃金の趣旨を踏まえて早期発効が重要と考えておりますので、この点は改めて、原則は法定発効日だということで主張させていただきたいと思いますし、冒頭、事務局から説明がありました対応方針についても、指定日発効とする場合は、その判断理由を中央最低賃金審議会公益見解に、出来るだけ明らかにして決定すべきと記載がありますので、法定発効日ではなく指定日発効とする理由については、各種データに基づいて審議をする必要があると考えておりますので、その点だけは主張させていただきたいと思います。
林部会長	いかがでしょうか。
峯下委員	十分に審議しましょう。
林部会長	その他全体協議の場でご意見がございましたら。
各委員	＜意見等なし＞
林部会長	よろしいでしょうか。 そしたら、もう一度金額提示の確認をしていただきます。 労働者側委員は早期発効、原則法定発効の上で、91円。 使用者側委員は今の時点ですけど、12月１日を起点とした場合、35円だけど発効日は１月２日以降を希望したいということでよろしいですか。

峯下委員	はい。
林部会長	それでは、個別協議に入りたいと思います。 慣例に従って労働者側と公益とでさせていただいてよろしいでしょうか。 それでは使用者側委員は別室へお願いします。 併せまして、これからは個別協議で非公開となりますので、傍聴者の方についても控室への移動をお願いいたします。 また、三者協議が再開となる場合はお知らせいたしますのでこの会場にお戻りください。
使用者側委員	＜退室＞ これより 公・労　協　議　　を　１　回、 公・使　協　議　　を　１　回　行う。 ＜個別協議終了、全体協議を再開＞ ＜入室＞ ＜全体協議を再開＞
林部会長	それでは、お待たせしました。 全体協議を再開したいと思います。 本日、労使双方から考え方、主張等をお聞きしました。 また個別に双方１回ずつ、金額面についてもお話を伺いました。 本日労働者側は 91 円、使用者側からは 35 円とご提示いただきまして、これ以上の歩み寄りは難しいと判断いたしました。 労使それぞれのお立場で、再度ご検討をいただくことにしまして、継続審議にしたいと思います。 また、次回の専門部会におきまして、再度、労使の個別協議にてご意

	見をお聞きしたいと思います。よろしいでしょうか。
各委員	＜異議なし＞
林部会長	それでは、継続審議として、次回の専門部会で引き続き協議して参りたいと思います。
（２）その他 林部会長	それでは、事務局から次回の日程等について、ご説明をお願いします。 また、連絡事項があれば、併せてお願いします。
木場室長	それでは、次回の専門部会の日程等について、説明いたします。 本日は継続審議となりましたので、次回第３回専門部会は、８月６日（木）の 14 時から、こちらの８階会議室で開催いたします。 終了後通知書をお配りいたしますのでよろしくお願いいたします。 以上となります。
林部会長	ありがとうございました。 ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございますでしょうか。
林部会長	それでは、次回の第３回専門部会は、８月６日（木）午後２時から労働局８階会議室にて開催いたします。 なお、本日の専門部会の議事録の確認については、公益委員は私、労働者側委員は津﨑委員を、使用者側委員は峯下委員を、それぞれ指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。 これで、本日の専門部会はこれにて終了させていただきます。